

I.事業の概要

1. 事業の目的

生活困窮者自立相談支援事業(相談支援)は、生活保護に至るおそれのある生活困窮者に対し、早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援することを目的としている。

生活困窮者の早期発見・把握をし、包括的に相談に応じることのできる窓口として、生活困窮者の抱えている複合的な課題を適切に評価・分析(アセスメント)したうえ、その課題を踏まえた支援計画(以下「プラン」という。)を策定、プランに沿って自立に向けた支援を行う。

なお、経済的な問題のみならず、複合的な課題を抱えている方など、生活困窮者を広く受け止めることが必要となるため、関係機関との連絡調整や支援状況の確認なども継続的に行う。

2. 事業の実施体制

本事業を実施するにあたり、「社会福祉法人吹田市社会福祉協議会」と「社会福祉法人みなと寮」との共同事業体により事業を実施した。

相談窓口の設置場所

吹田市役所低層棟 3 階 312 番 相談窓口

吹田市泉町1丁目 3 番 40 号 電話 06-6384-1350

業務の運営体制

相談支援機関として、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の 3 職種で合計 6 名の職員を配置した。相談支援員等の主な役割は以下のとおり。

(1) 主任相談支援員

相談支援員を統括し、関係機関との連絡調整の役割を担う上で、地域福祉をはじめとする社会福祉全般に関して見識を有するとともに、管理者としての任務遂行能力を有する職員を常勤で1名配置した。

主任相談支援員は、自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメントや、他の支援員の指導・育成を行うとともに、自らも相談支援を行った。

(2) 相談支援員

自立相談支援事業を遂行するうえで、必要な知識及び実績のある職員を常勤換算で 4 名配置した。

相談支援員は、生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相

談記録の管理やアウトリーチ（訪問支援等）を行った。

(3) 就労支援員

就労を希望する者に対して支援を実施するうえで、必要な知識及び経験のある職員を1名配置した。

就労支援員は、就労を希望する者に対してアセスメントの段階から関与し、相談支援員と協働で本人と相談しながらプラン作成を行い、ハローワーク等と連携しながらプランに沿った就労支援を行った。

Ⅱ. 業務内容

1. 生活困窮者の自立と尊厳の確保を実現するための包括的な相談支援体制の構築

①業務の目的

生活困窮者を早期に把握し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者が抱える課題を的確に把握する。相談内容（当センターで継続支援を行う、他制度の相談窓口等へつなぐ等）によっては、その方の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上でプランを策定する。必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的、継続的に支えていく。

②業務実績

生活困窮者の相談について、現に経済的困窮に陥っている人に限定せず、包括的・予防的な観点から幅広い相談対応を実施した。相談内容は仕事・生活（費）・ひきこもり・債務・住まい・DV虐待等多岐に渡り、現状と本人意向を確認しながら、当センターの事業や他機関・他制度に繋ぐことに努めた。

新規相談受付件数は前年より 37 件増加。年齢層は 50 代が一番多いが、若年層からシニア層まで幅広く相談に来所されている。アウトリーチ件数は前年 414 件に比べ 516 件となり、正確な現状把握や体調考慮による自宅訪問、対象窓口への同行支援、他機関とのカンファレンス等で件数が増えている。

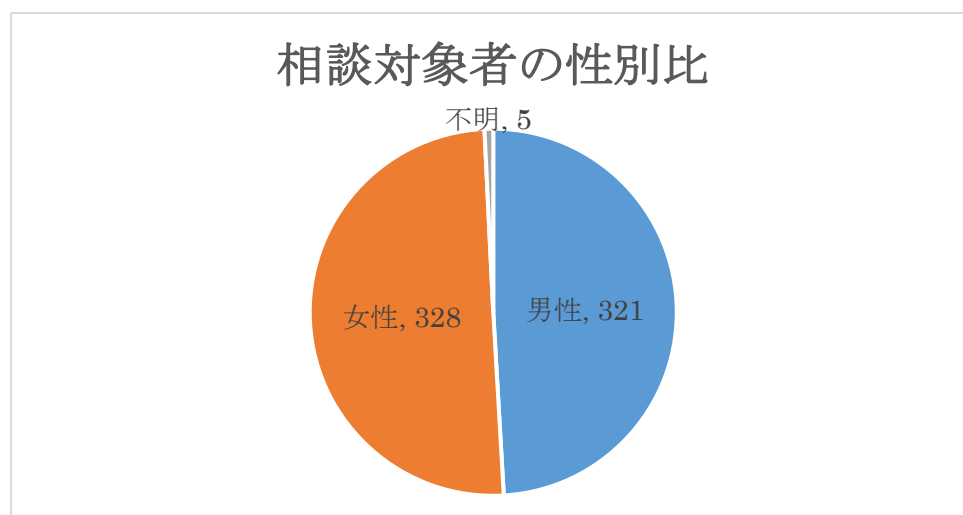
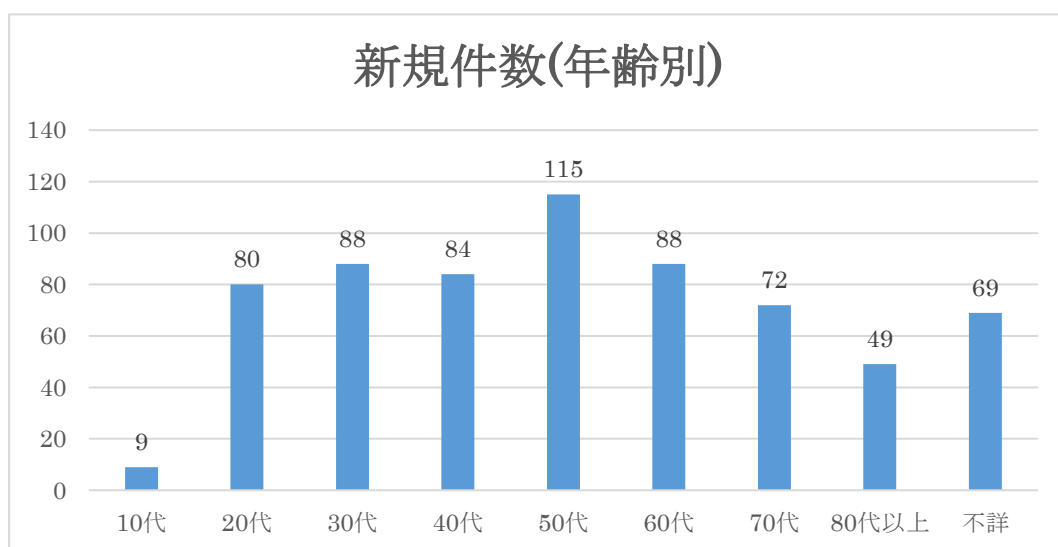
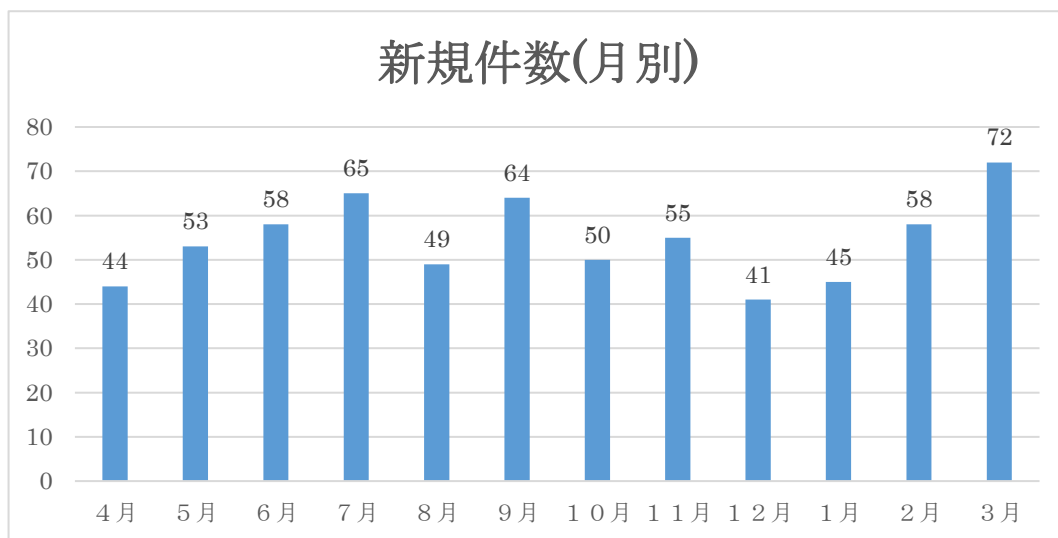
住まい相談は、〈住まい喪失によるシェルター事業利用〉と〈住まい喪失のおそれによる転居相談〉、どちらも多かった印象がある。後述については居住支援法人及び吹田市居住支援協議会との連携が重要になった。転居理由には収入額での（高額）家賃支払いが困難、立ち退きや強制退去が挙げられ、その理由に至った経緯に休職や離職、家計管理の不得手などが見られる。

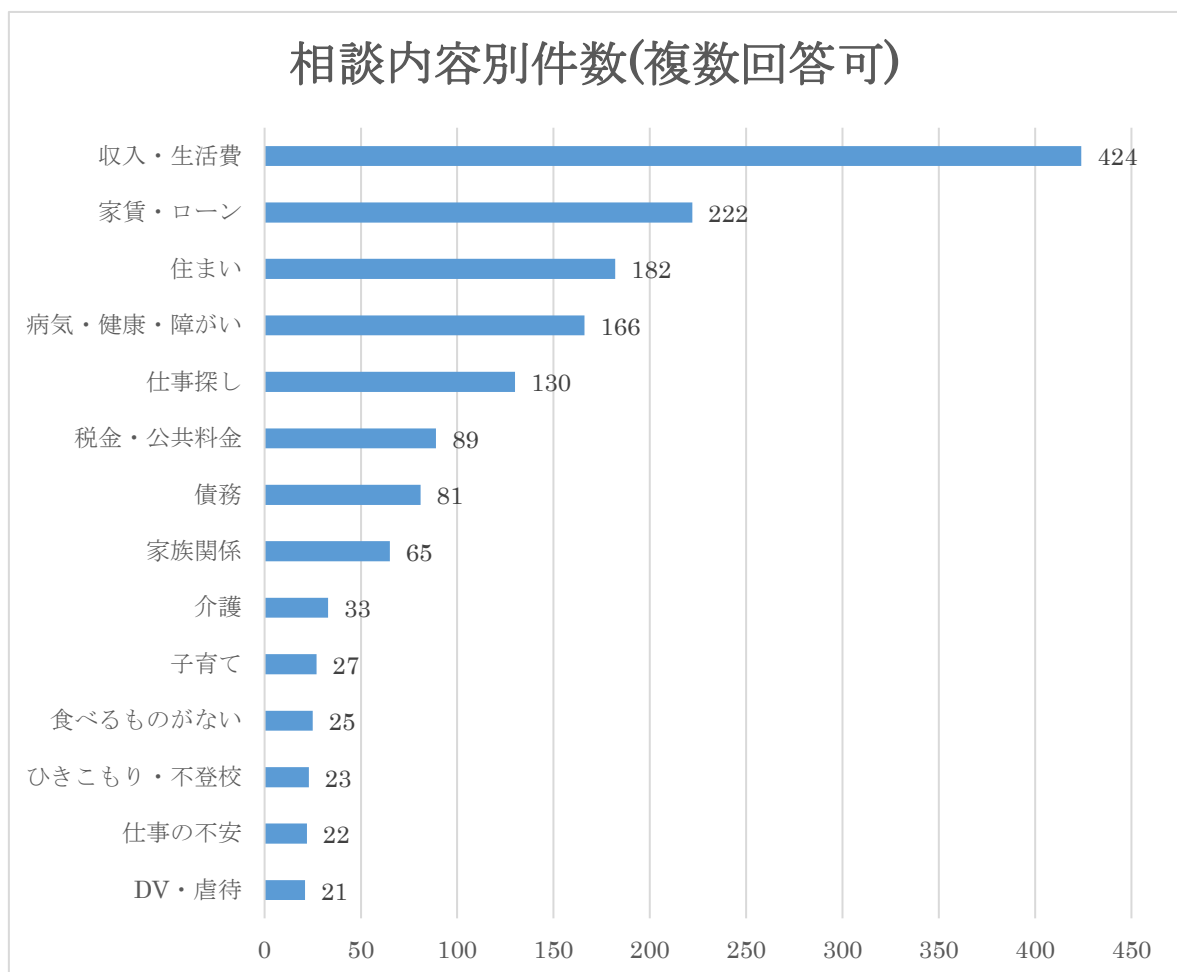
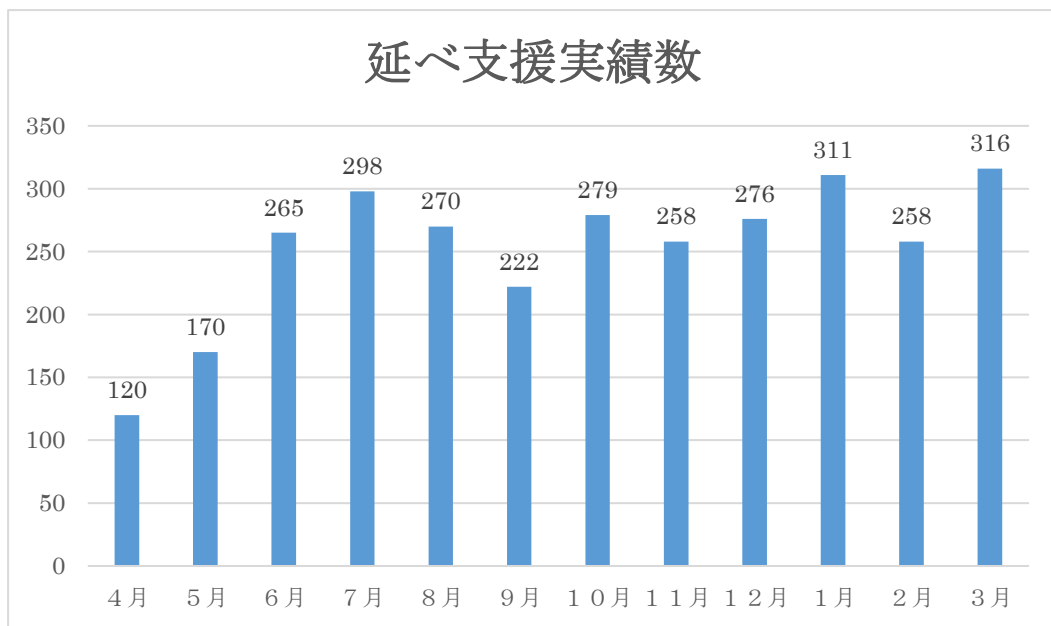
生活再建に必要な就労支援や家計支援を検討・実施しつつ、状況によっては生活保護制度に繋いだ。また（特にシニア層の）金銭管理や意思決定に不安を覚える相談も多く、けんりサポートすいたとの連携が重要になった。

支援プラン策定は住居確保給付金や家計改善支援事業など法に基づく事業については必須とし、それ以外の内容については必要性に応じて作成した。支援方針の確認は支援調整会議にて協議するほか、日頃からセンター職員同士で

意見を聞き合いながら進め、課題の解決に向けて柔軟な対応と伴走支援を心掛けた。

令和7年度の相談状況(654件)は以下の通りである。





2. 就労支援

①業務の目的

相談者の主体性を尊重し、就労支援が必要な相談者には、「ハローワーク」、「JOB ナビすいた」、「吹田市就労準備支援事業」及び「認定就労訓練事業」を活用しながら自立相談支援機関と連携して支援を行う。

②業務実績

求職活動が必要な相談者には、相談支援員が生活(家計)や体調の状況を確認し、就労支援員が職歴を確認の上相談者の強みを見出しながら、ハローワークや JOB ナビすいた等の就労支援機関の職員と連携して就職活動を支援した。

就労準備支援事業や認定就労訓練事業においても、わくわくワーク千里や救護施設千里寮の職員と、書面や電話連絡などで定期的に訓練の進捗を共有し、振り返りの場で本人の希望を聞きながら一緒にステップアップの方針を確認することを心掛けた。

また住居確保給付金(家賃補助)利用者への就労支援を実施し、一定数が就職し、自立に向かうことができている。

3. その他の事業

家計改善支援事業

①事業目的

相談者と共に世帯の家計を視覚化・全体把握し、見えてくる課題に対し、家計管理の提案を行う。相談者自身が家計管理能力を身に付けることが目標だが、成年後見制度、日常生活自立支援事業の利用が必要となれば、専門機関へ繋ぐ。

②業務実績

世帯若しくは個人が抱えている課題を家計表で明確化し、相談者がどの視点から家計を整えていきたいか(浪費、債務、やり繰り見直しなど)意向確認の上で、家計管理に関する助言・サポートや、法律相談に繋げる支援を行った。

収入や貯金内でのやり繰りが「家計を正確に把握できていない」「家族で家計の話し合いができていない」「優先順位の判断が難しい」という理由で厳しい状況に陥っている世帯は多い。家計表を一緒に作成することは、先の見通しをイメージし、生活安定に向けた話ができる効果がある。面談を重ねる毎に支払い方法の傾向、改善すべき課題が判明し、段階を得て家計状況が具体化されていくことが多く、相談者自ら家計管理能力を身につけるためには中長期支援にて見守ることが重要である。

一方で疾病や障がい特性などにより家計改善が難しい相談者も増えている傾向があり、助言を伝えながら成年後見人制度を検討することも必要であった。

住居確保給付金(転居費用)は、相談はあったが申請条件が合わず、該当者はいなかった。

子どもの学習・生活支援事業

①事業目的

家庭環境、学習面に課題をもつ中学生が、自分のペースを大事にしながら、高校進学や社会性・自己表現を育むことを目指す。高校進学後も希望者には定着支援を実施。子どもの学習以外の課題を抱えていることもあるため、学校や家庭の状況把握も大切であり、子育て支援部署や学校、SSW などとの連携にも取り組む。

②業務実績

高校進学と、高校進学後の見守り(高校中退防止)の2つの目標を掲げて、市内7ヵ所の公共施設にて、週2回、1回2時間程度で子どもの学習状況に合わせた個別指導形式で開催した。学習支援教室の受託事業者(株式会社キズキ)と情報共有・連携しながら円滑な支援になるよう努めた。

利用相談は保護者の他、学校のSSWやぶらっとる一む吹田の勧めで繋がったケースがある。関係機関と必要な共有を図りながら、各機関の役割を確認し合い世帯支援の強化に努めた。来年度の新規に、利用世帯のきょうだいが繋がるなど、継続した世帯支援が実現できている。

法律相談事業

① 業務の目的

安定した生活基盤を整えるにあたり、法律の専門知識が必要な方に対し、大阪弁護士会所属の担当弁護士2名に繋げ、支援を展開していく。必要に応じて家計改善支援事業を併用する。

②業務実績

毎月1回の定期相談では1～4名の相談者が利用する。その後、継続支援の必要性がある相談者に対しては、弁護士事務所への同行支援を含め、担当弁護士と連

携してサポートを実施した。臨時相談(電話相談、事務所訪問、出張相談)も必要に応じて依頼し、相談者が時間の経過で不利に陥らないよう対応した。

法律相談利用時は、支援プランを策定し、今後債務に陥らない生活をしていくための家計管理能力を身につけてもらうよう働きかけた。

4. 事業の周知

①業務の目的

事業内容や制度について、市生活福祉室と連携して市民や関係者等への周知に努め、多様な広報媒体の活用も提案する。当センターが主体となり、地域の関係機関等を対象とした勉強会を開催することで、事業内容や制度の周知に努めるとともに地域のネットワークづくりに貢献する。

②業務実績

市報掲載や、庁内各窓口(納税など数か所)にリーフレットの配架を依頼したことで庁内において必要に応じ当センターを案内する流れがつけられつつある。また地域

包括支援センターや病院などから紹介され来所する方や、ケアマネジャーなど職員が直接相談に来ることもあるため、前年度に比べると市民や支援機関にとって当センターが身近な相談窓口として認識されつつあるといえる。

更なる連携強化を図るために、今年度は当センター主催で関係機関の職員を対象とした研修会を実施。改めて当センターの役割を周知する他、顔の見える関係づくりの構築を目的に、支援で抱えている課題の共有などを行った。

5. 関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

①業務の目的

複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握するため、地域での見守り体制構築や関係機関とのネットワークづくりを行うとともに、地域に不足する社会資源の開発に努める。とりわけ、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に関する検討は、市生活福祉室が主体となるため、市の方針を踏まえて業務にあたる。

②業務実績

円滑な庁内連携を図るため、今年度は生活福祉室(生活保護)や高齢福祉室と支援会議を実施。また福祉総務室主導のもと重層的支援会議にも参加。庁内と庁外の機関同士が世帯支援について話し合う場がつくられている。

吹田市しあわせネットワーク連絡会では、参加機関が各部署の相談傾向、事例ケースの共有・相談などを行い、吹田市の支援状況や協力し合えること、社会資源について検討する等の機会を持ち続けている。

吹田市居住支援協議会居住支援団体部会では、吹田市居住支援協議会と居住支援法人などと住まい相談の状況や課題について話し合う場を持ち続けている。

その他、普段より相談者と一緒に若しくは相談者の了解を得て、庁内各窓口へ支援状況、各窓口のもつ相談者の情報、今後の支援方針などを共有していくように努めている。

これまで構築してきた関係機関とのネットワークを活かし、重層的なセーフティネットの構築に努めた。

6. 国または吹田市の調査・検討への協力

①業務の目的

本制度のより一層の発展に寄与することができるよう、調査・検討の依頼があれば協力する。

②業務実績

可能な限り、調査・検討の依頼に対して回答の協力を行った。

7. 自立相談支援事業従事者への研修

①業務の目的

国及び大阪府、吹田市等が行う自立相談支援事業従事者研修等には、可能な

限り積極的に参加する。業務遂行にあたり、支援員の質の向上を図るため、必要不可欠な知識や技術の習得に努めるようにする。

②業務実績

生活困窮者自立支援制度人材養成研修(オンライン参加・オンデマンド動画視聴)の他、一般の研修(生活困窮者自立支援全国研修交流大会、生活困窮者自立支援現任者向けステップアップ研修、地域福祉市民フォーラム、ひきこもり支援に関わる養成研修、大阪しあわせネットワーク実践研修等)にも参加し、各相談員が必要に応じて技術向上に努めた。研修内容は、後日部署内で観覧している。

また月1回、みなと寮生活困窮者自立支援事業連絡会議に参加。こちらも内容は、後日部署内で観覧している。

8. 事業の評価の実施

①業務の目的

体制評価(本業務に対するバックアップ体制等)、中間評価(事業計画書の実施状況等)、結果評価(国の示すKPI達成度、支援プランの評価実施における「支援の結果、見られた変化」など)の3つの観点を踏まえ、自己評価を実施のうえ、PDCAサイクルを意識して常に改善に取り組むよう努める。

②業務実績

窓口業務におけるバックアップ体制は、受託事業者で常に対応できる体制は整えていたため、業務に支障は出なかった。

事業の運営や窓口の在り方は、主任相談支援員が事業計画書や吹田市の意向に沿いながら形作っていくことができた。

支援プランの評価実施については、概ね当初立てた目標が達成されている。目標に至らなかったプラン(生活保護を申請した、金銭管理が難しく成年後見制度を申立てた等)もあるが、支援経過において相談者の状況に応じて適切に制度へ繋ぐこととなった。

9. 積極的なアウトリーチ支援の実施

①事業の目的

相談窓口の運営以外に、相談者等の状況に応じアウトリーチを行い、必要な支援を届ける。

② 業務実績

アウトリーチ件数は前年 414 件に比べ 102 件増の 516 件となり、正確な現状把握や体調考慮

による自宅訪問、対象窓口への同行支援、他機関とのカンファレンス等で件数が増えている。

1 番多いのは自宅訪問で、当センター単独(家計支援等)もあれば、支援機関同士と一緒に訪問することも多い。例えば地域包括支援センター等から同行依頼を

受けたり、当センターがけんりサポートすいたなど同行を依頼する等、お互いが支援機関先に相談・協力し合うよう努めている。

次に多いのが同行支援で、行き先に法律事務所、年金事務所、就労機関、千里サポートステーションをはじめとしたシェルター受け入れ施設等が挙げられる。他機関とのカンファレンスでは地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、保健所、学校、病院(退院後の生活や行先)などがある。また事業の見学としてわくわくワーク千里(就労準備支援事業)、救護施設千里寮(中間的就労)、学習支援教室も挙げられる。

メールによる相談にも適切な返信を行うことで、来所に繋がった相談者もいた。ひきこもり状態の相談者に対しては進展が緩やかであるが、関わり続けることを大切に、支援に繋がるよう働きかけた。

Ⅲ. その他特色ある取り組み

1. 新型コロナウイルス感染症対策

窓口のガラス板設置やマスクの着用など、相談支援員等の感染症対策を継続した。その効果もあり、業務は円滑に実施することができた。

※来年度より「新型コロナウイルス」は一般の感染症と同様に扱う方針。

2. 支援の質の向上と運営の効率化

主任相談支援員と相談支援員双方が、支援内容や部署内の意見などについて話し合える職場環境にあり、主任相談支援員を中心に円滑な運営ができていた。

3. 共同体の強みを活かした運営

生活困窮者支援において、2つの社会福祉法人が担う事業及び社会貢献事業は、相談者が抱える課題を解決していくために不可欠な社会資源であり、地域で安心できる生活に繋げていくため、当センターでは日々連携を取っている。運営する共同体母体とは日頃より連携し合える関係であり、共同体の強みを活かした運営ができている。

○吹田市社協が担う事業及び社会貢献事業

生活福祉資金貸付、けんりサポートすいた、施設連絡会(吹田しあわせネットワーク・生活困窮者レスキュー事業)、CSWによるアウトリーチ型支援等、緊急食糧支援 等

○みなと寮が担う事業及び社会貢献事業

就労準備支援事業、認定就労訓練事業、居住支援事業(シェルター事業)、無料低額宿泊所、居住支援協議会、ホームレス巡回事業 等

4. みなと寮生活困窮者自立支援事業連絡会議における研修

月1回、みなと寮生活困窮者自立支援事業連絡会議に参加。みなと寮が受託して

いる大阪市(港区、淀川区、西区)の自立相談支援機関職員と、窓口の様子や事例
ケースの共有・意見交換、相談員同士の相談(メンタルケア含む)などを行った。